

令和8年 第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月23日（木）
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 23 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分	
2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室	
3. 出席委員（15 人） 会長：16 番 興野 礼子 会長職務代理者：8 番 黒須 明 委員：1 番 大窪 克美、3 番 中村 東、4 番 堀江 恒夫、6 番 小口 久男、7 番 荒井喜代子、9 番 奥畑 智子、 11 番 檜山 徳夫、12 番 田澤 稔、13 番 滝 薫、14 番 大森 浩之、15 番 石川 翔平、18 番 大野 悟、 19 番 大野 覚文	
4. 欠席委員（2 人） 委員：5 番 川上 恵、10 番 小池 進	
5. 遅参委員（0 人）	
6. 早退委員（0 人）	
7. 欠員 2 番、17 番	
8. 出席農地利用最適化推進委員（5 人） 8 番 伊藤 榮三、13 番 大谷 頼正、14 番 寺島 京子、20 番 平塚 充、23 番 黒尾 賢一	
9. 議事日程	日程第 1 議事録署名人の指名について
	日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
	日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	日程第 4 議案第 3 号 非農地証明願出による現況地目の認定について
	日程第 5 議案第 4 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 18 号）に係る意見聴取について
10. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 仁志、係長 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 8 年第 7 回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日は、5 番 川上 恵 委員、10 番 小池 進 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員

(事務局長(相ヶ瀬))	は、17名中15名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
議長	直ちに会議を開きます。(午後 2時 03分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 > < 無線基地局の新設について、●●●株式会社から事業計画書の提出があった旨を報告 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 8番 黒須 明 委員、9番 奥畑 智子 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 大橋 伴美 氏と、高橋 凌介 氏を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、18番 大野 悟 委員。整理番号2、11番 檜山 徳夫 委員。整理番号3、5番 川上 恵 委員は欠席のため事務局が代読。整理番号4、15番 石川 翔平 委員。整理番号5・6、13番 滝 薫 委員。整理番号7、18番 大野 悟 委員。
18番 大野 悟 委員	7月20日、伊藤推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、小作地、使用貸借権の設定（10年間、再設定）。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、梨。農業従事年数及び農業形態、約17年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、コンバイン1台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田154a、畑114a、樹園地103a、計371a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
11番 檜山 徳夫 委員	7月18日、寺島推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ネギ等野菜類。農業従事年数及び農業形態、約50年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田14a、畑25a、計39a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
事務局（高橋）	7月15日、平塚推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田304a、畑19a、計323a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべて

(事務局 (高橋))	を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
15 番 石川 翔平 委員	7月16日、秋元推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、ネギ、サツマイモ等自家消費野菜を作付予定。農業従事経験及び農業形態、約20年、非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約20m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
13 番 滝 薫 委員	整理番号5・6の申請は、元々、受人双方が借り受けていた農地を交換により取得するための申請となります。申請地周囲には受人の耕作する農地があり、効率的利用を図るため申請に至りました。 7月17日、小川推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、交換による所有権移転（●●●と●●●を交換）。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田110a、畑4a、計114a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7月17日、小川推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、交換による所有権移転（●●●と●●●を交換）。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約55年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田141a、畑18a、計159a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2

(13番 滝 薫 委員)	項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	7月20日、伊藤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、そば、梨。農業従事年数及び農業形態、約6年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田125a、畑267a、計392a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8番 伊藤榮三 推進委員	(整理番号1・7について) 問題なくよろしいかと思えます。
14番 寺島京子 推進委員	(整理番号2について) 問題ないと思えますので、よろしくお願いします。
20番 平塚充 推進委員	(整理番号3について) 特に問題ないと思えます。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局（大橋）	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
議長	＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞ 調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2、13番 滝 薫 委員。整理番号3・4、18番 大野 悟 委員。
13番 滝 薫 委員	7月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、祖父と孫。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし（隣接農地の一部は申請者所有、隣接農地所有者に事業説明済）。権利の移転、設定、使用貸借権の設定（30年間）。転用計画、転用事業者は、現在、祖父母、父母、妻と市内にある祖父の家で生活しているが、手狭であるため、祖父の住宅の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を貸借できることになり、申請に至った。総事業面積、（684㎡のうち）576㎡。転用面積、576㎡。転用目的、一般住宅（木造2階建、1階84.98㎡、2階20.23㎡）。建築面積、86.94㎡。出入口、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年8月1日から令和9年3月31日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、

(13番 滝 薫 委員)	申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が田、南が道を挟んで宅地・畑、北が宅地・田。同意書、該当なし（隣接農地は申請者所有）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻、子2人と市内にある貸家で生活しているが、手狭であるため、現在の住居の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、495㎡。転用面積、495㎡。転用目的、一般住宅（木造平屋建、1階93.98㎡）。建築面積、103.09㎡。出入口、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年8月20日から令和9年2月20日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	7月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道・青地を挟んで田・山林、南が田、北が雑種地。同意書、なし（隣接農地所有者へ事業説明済）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、那須烏山市内に多数の太陽光発電施設を所有している。今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,066㎡（うちフェンス内約813㎡）。転用面積、1,066㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、11.0円（税抜）。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●（電気売買契約書あり）。構造等、パネル147枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9台。発電出力49.5kW（最大出力80.85kW）、年間発電量約8万3千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年9月1日から令和8年11月30日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和8年4月

(18 番 大野 悟 委員)	24 日)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7 月 21 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。整理番号 3 の申請地のはす向かいにある土地です。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第 2 種農地。昔は田んぼだったんですが、今は水も来ておらず、何も作ってないとのことです。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が田、南が水路・道を挟んで田、北が田。同意書、なし（隣接農地所有者へ事業説明済）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、那須烏山市内に多数の太陽光発電施設を所有している。今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、781 m²（うちフェンス内約 591 m²）。転用面積、781 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、11.0 円（税抜）。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●（電気売買契約書あり）。構造等、パネル 120 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 台。発電出力 49.5kW（最大出力 71.40kW）、年間発電量約 7 万 8 千 kWh。周囲にフェンス設置。出入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで。その他（他法令等との関係等）、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和 8 年 4 月 24 日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
23 番 黒尾賢一 推進委員	（整理番号 1 について）特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

13 番 大谷頼正 推進委員	(整理番号3・4について) 現地につきましては、周辺が既に太陽光発電の受益地となっておりますので、申請地についても全く問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 19 番 大野 覚文 委員、何かありますか。
19 番 大野 覚文 委員	申請地は元々水田でしたが、10 年以上何も作っておらず、隣はゴルフ場の土地でアパートがあるみたいなので、問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 8 番 黒須 明 委員、何かありますか。
8 番 黒須 明 委員	大谷推進委員の意見のとおり、周囲に太陽光発電設備が設置されておりますので、何も問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、12番 田澤 稔 委員。
12番 田澤 稔 委員	7月13日に、岡崎推進委員、代理人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。願出人、土地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和7年10月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約38年。願出地は、昭和63年に工場を建築し、全体を工場敷地として利用するようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の願出目的、宅地。資料2ページをご覧ください。願出地が畑で、その隣が宅地となっております。その次の3ページに、工場が2つの土地にまたがっている図面がありまして、左側の方が宅地となります。左側は平成9年に転用申請が出ており、地目が畑から宅地になりました。この際に工場を増築か改築した記憶が推進委員さんにもありました。今回、相続の際に娘さんが色々調べていたところ、願出地の登記が畑のままであることが判明し、願出に至りました。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議等がないようですので、願出のとおり認定することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第18号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	＜ 議案第4号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第18号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第18号）については、【地域計画区域内】新規2件、更新1件。農地中間管理権の設定を受ける者3名、農地中間管理権の設定をする者3名です。設定面積は、9,275 ㎡ です。令和8年度累計は、218,693 ㎡ です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和8年8月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	＜ 質疑・異議なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第18号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第18号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	（ 午後 3時 05分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月23日

議 長

8 番

9 番